

年 月 日

様式第4号（第6条）

鹿沼市長 様

決裁・ 閲覧	部長	課長	課長補佐	係長	担当

令和8年 6 月 23 日

主たる事業所の所在地 栃木県鹿沼市板荷2971-3

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 福聚会

代表者の氏名 理事長 青田 咲子 印

電話番号 0289-64-8371

定款変更認証申請書

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動法人促進法第25条第3項の確認を受けたいので申請します。

変更の内容	現行	変更後
	事業の種類) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ① 介護保険事業 ② 講演会、介護教室等、地域福祉活性化事業 ③ 社会教育、まちづくり、子どもの健全育成、地域啓蒙活動事業 ④ 特定非営利活動促進法に掲げる特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助事業 ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ⑥ 企業主導型保育園事業 ⑦ 社会福祉に関する相談・支援事業 ⑧ 権利擁護事業	(事業の種類) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ① 介護保険事業 ② 講演会、介護教室等、<u>講師</u>、地域福祉活性化事業 ③ 社会教育、まちづくり、子どもの健全育成、地域啓蒙活動事業 ④ 特定非営利活動促進法に掲げる特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助事業 ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ⑥ 企業主導型保育園事業 ⑦ 社会福祉に関する相談・支援事業 ⑧ 権利擁護事業
変更の理由	講師事業を行う為	
変更しようとする時期	令和8年6月1日	

備考

1 「変更の内容」の欄には、変更しようとする定款の条文等について、現行と変更後の違いを明らかにして記載すること。

2 「変更しようとする時期」の欄には、変更しようとする時期を定めている場合のみ記載すること。



令和8年度 事業計画書

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 福聚会

1 事業の計画

本法人は、地域において支援を必要とする高齢者、障がいのある方及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、介護保険事業、相談支援事業、障がい者就労支援事業を実施する。介護保険事業では、居宅介護支援、地域密着型サービス、認知症対応型サービス等を通じて、利用者一人ひとりの心身の状況や生活環境に応じた介護サービスを提供し、在宅生活の継続及び生活の質の向上を支援する。相談支援事業では、福祉に関する各種相談に応じ、関係機関との連絡調整、制度利用の支援、権利擁護等を行い、課題解決に向けた総合的な支援を行う。障がい者就労支援事業では、障がいのある方に対し、就労機会及び生産活動の場を提供するとともに、知識及び能力の向上、社会参加の促進、自立した生活に向けた支援を行う。これらの事業を通じ、地域福祉の増進と共生社会の実現に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	事業場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(円)
①老人デイサービス事業 【和久井亭】	送迎・食事提供 介助・機能訓練 入浴	毎週月・水・金 9時～16時 GW休業 年末年始休業 12/29～1/4	栃木県鹿沼市 千渡1949-64	13	鹿沼市 の対象者 28名	18,758,222
②居宅介護支援事業 【居宅介護支援事業所無量荘】	ケアマネジャー 業務	毎週月～金 9時～17時 GW・祝日 年末年始休業 12/30～1/4	栃木県鹿沼市 板荷2971-3	3	鹿沼市・日光市 在住の対象者 135人	18,562,437
③認知症高齢者共同生活事業 【グループホーム無量荘】	日常生活介護	365日	栃木県鹿沼市 千渡1959-1	20	鹿沼市の対象者 18人	92,771,622
④小規模多機能居宅介護事業 認知症高齢者共同生活事業 【小規模むへん】 【グループホームむへん】	送迎・食事提供 介助・機能訓練 入浴 訪問・泊まり 日常生活介護	365日	栃木県鹿沼市 板荷2972-1	40	鹿沼市 対象者 24名 対象者 9名	124,226,157
①介護保険事業合計						254,318,438
②講演会、介護教室等 地域福祉活性化事業 (講師派遣)	講師派遣・事務局	年間スケジュール	栃木県鹿沼市 板荷2971-3	5	喜連川社会復帰 センター受講者	5,619,000
③社会教育、まちづくり、子どもの健全育成、 演活動等地域啓蒙活動事業	講演活動	依頼のあった時	その講演の場所 によって変わる。	0	一般の方 行政職員等	0
④前各号に掲げる特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助事業	実施なし	依頼のあった時	栃木県鹿沼市板荷 2971-3	0	一般の方	0
⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業(わたの美)	就労継続支援B型 事業所	毎週火～土 年末年始休業 祝日休業	栃木県鹿沼市 千渡1949-64	5	対象者 14人	22,483,962
⑥企業主導型保育園事業	実施予定無し	-	-	-	-	0
⑦社会福祉に関する相談・支援 事業 ⑧権利擁護事業(そえしあ)		毎週月～金 年末年始休業、 祝日休業	栃木県鹿沼市板荷 2971-3	1	一般の方	4,663,000

令和8年度 活動計算予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 福聚会

科目	金 額
I 経常収益	
1 受取寄付金	
受取寄附金	
受取寄付金合計	0
2 受取助成金等	
受取民間助成金	
受取地方公共団体補助金	
受取助成金等合計	0
3 事業収益	
介護報酬収入	199,462,100
利用者負担金収入	41,378,000
利用者負担食材料費収入	25,187,000
補助金収入	
その他事業収入	17,474,800
積立金取り崩し収入	
事業収益合計	283,501,900
4 その他収益	
受取利息	
受取配当金	
その他収益合計	0
経常収入計	283,501,900
II 経常費用	
1 事業費	
(1)人件費	
給与手当	187,183,000
利用者工賃	0
法定福利費	24,006,000
福利厚生費	4,101,000
人件費計	215,290,000
(2)その他経費	
売上原価	19,177,000
業務委託費	4,006,000
旅費交通費	0
車両燃料費	2,305,000
通信運搬費	1,394,000
消耗品費	4,811,000
新聞図書費	1,759,400
修繕費	360,000
水道光熱費	7,883,000
地代家賃	4,598,000

賃借料・リース料	2,187,000
減価償却費	13,000,000
保険料	1,896,000
諸会費	105,000
租税公課	2,354,000
研修費	153,000
接待交際費	145,000
支払手数料	2,438,000
支払寄付金	0
支払利息	3,200,000
積立金繰り入れ額	0
雑費	23,000
その他経費計	71,794,400
事業費計	287,084,400
2 管理費	
(1)人件費	
役員報酬	0
人件費計	0
(2)その他経費	
その他経費計	0
管理費計	0
経常支出計	287,084,400
当期経常増減額	△ 3,582,500
Ⅲ 経常外収益	
経常外収益計	0
Ⅳ 経常外費用	
税引前当期正味財産増減額	△ 3,582,500
法人税、住民税及び事業税	0
当期正味財産増減額	△ 3,582,500
前期繰越正味財産額	116,890,622
次期繰越正味財産額	113,308,122

令和9年度 事業計画書

令和9年4月1日～令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 福聚会

1 事業の計画

本法人は、地域において支援を必要とする高齢者、障がいのある方及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、介護保険事業、相談支援事業、障がい者就労支援事業を実施する。介護保険事業では、居宅介護支援、地域密着型サービス、認知症対応型サービス等を通じて、利用者一人ひとりの心身の状況や生活環境に応じた介護サービスを提供し、在宅生活の継続及び生活の質の向上を支援する。相談支援事業では、福祉に関する各種相談に応じ、関係機関との連絡調整、制度利用の支援、権利擁護等を行い、課題解決に向けた総合的な支援を行う。障がい者就労支援事業では、障がいのある方に対し、就労機会及び生産活動の場を提供するとともに、知識及び能力の向上、社会参加の促進、自立した生活に向けた支援を行う。これらの事業を通じ、地域福祉の増進と共生社会の実現に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	事業場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(円)
①老人デイサービス事業 【和久井亭】	送迎・食事提供 介助・機能訓練 入浴	毎週月・水・金 9時～16時 GW休業 年末年始休業 12/29～1/4	栃木県鹿沼市 千渡1949-64	13	鹿沼市 の対象者 28名	18,758,222
②居宅介護支援事業 【居宅介護支援事業所無量荘】	ケアマネジャー 業務	毎週月～金 9時～17時 GW・祝日 年末年始休業 12/30～1/4	栃木県鹿沼市 板荷2971-3	3	鹿沼市・日光市 在住の対象者 135人	18,562,437
③認知症高齢者共同生活事業 【グループホーム無量荘】	日常生活介護	365日	栃木県鹿沼市 千渡1959-1	20	鹿沼市の対象者 18人	92,771,622
④小規模多機能居宅介護事業 認知症高齢者共同生活事業 【小規模むへん】 【グループホームむへん】	送迎・食事提供 介助・機能訓練 入浴 訪問・泊まり 日常生活介護	365日	栃木県鹿沼市 板荷2972-1	40	鹿沼市 対象者 24名 対象者 9名	124,226,157
①介護保険事業合計						254,318,438
②講演会、介護教室等 地域福祉活性化事業 (講師派遣)	講師派遣・事務局	年間スケジュール	栃木県鹿沼市 板荷2971-3	5	喜連川社会復帰 センター受講者	5,619,000
③社会教育、まちづくり、子どもの健全育成、 演活動等地域啓蒙活動事業	講演活動	依頼のあった時	その講演の場所 によって変わる。	0	一般の方 行政職員等	0
④前各号に掲げる特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助事業	実施なし	依頼のあった時	栃木県鹿沼市板荷 2971-3	0	一般の方	0
⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業(わたの美)	就労継続支援B型 事業所	毎週火～土 年末年始休業 祝日休業	栃木県鹿沼市 千渡1949-64	5	対象者 14人	22,483,962
⑥企業主導型保育園事業	実施予定無し	-	-	-	-	0
⑦社会福祉に関する相談・支援事業 ⑧権利擁護事業(そえしあ)		毎週月～金 年末年始休業、 祝日休業	栃木県鹿沼市板荷 2971-3	1	一般の方	4,663,000

令和9年度 活動計算予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 福聚会

科目	金 額
I 経常収益	
1 受取寄付金	
受取寄附金	
受取寄付金合計	0
2 受取助成金等	
受取民間助成金	
受取地方公共団体補助金	
受取助成金等合計	0
3 事業収益	
介護報酬収入	199,462,100
利用者負担金収入	41,378,000
利用者負担食材料費収入	25,187,000
補助金収入	
その他事業収入	17,474,800
積立金取り崩し収入	
事業収益合計	283,501,900
4 その他収益	
受取利息	
受取配当金	
その他収益合計	0
経常収入計	283,501,900
II 経常費用	
1 事業費	
(1)人件費	
給与手当	187,183,000
利用者工賃	0
法定福利費	24,006,000
福利厚生費	4,101,000
人件費計	215,290,000
(2)その他経費	
売上原価	19,177,000
業務委託費	4,006,000
旅費交通費	0
車両燃料費	2,305,000
通信運搬費	1,394,000
消耗品費	4,811,000
新聞図書費	1,759,400
修繕費	360,000
水道光熱費	7,883,000
地代家賃	4,598,000

賃借料・リース料	2,187,000
減価償却費	13,000,000
保険料	1,896,000
諸会費	105,000
租税公課	2,354,000
研修費	153,000
接待交際費	145,000
支払手数料	2,438,000
支払寄付金	0
支払利息	3,200,000
積立金繰り入れ額	0
雑費	23,000
その他経費計	71,794,400
事業費計	287,084,400
2 管理費	
(1)人件費	
役員報酬	0
人件費計	0
(2)その他経費	
その他経費計	0
管理費計	0
経常支出計	287,084,400
当期経常増減額	△ 3,582,500
Ⅲ 経常外収益	
経常外収益計	0
Ⅳ 経常外費用	
税引前当期正味財産増減額	△ 3,582,500
法人税、住民税及び事業税	0
当期正味財産増減額	△ 3,582,500
前期繰越正味財産額	113,308,122
次期繰越正味財産額	109,725,622

特定非営利活動法人福聚会 第28回 定期総会議事録

- 1 日時 令和8年6月24日(日) 午後6時～午後6時30分
- 2 場所 金比羅
- 3 出席者数 出席正会員数：26名（うち委任状出席者数47名） 正会員総数：87名
- 4 審議事項 (1)令和7年度活動報告
(2)令和7年度決算報告
(3)監査報告
(4)令和8年度活動計画(案)
(5)令和8年度予算(案)
(6)定款変更について

5 議事の経過の概要及び議決の結果

司会の浅井 盛久 氏より本日の総会は、定款27条に定める定足数(1/2以上)を満たしたので有効に成立した旨を告げ、議長に青田 咲子氏を指名、異議無く承認され、議事に入った。

- (1) 各事業報告(本部部門・板荷地区生活支援部・相談支援事業部・グループホーム無量荘・和久井亭・わたの実。事務局・研修・人材育成部門・コンプライアンス部門・防災委員会)について、石網より令和7年度活動報告がされ、満場一致で承認された。
- (2) 事務局の深谷氏より令和7年度収支決算報告が読み上げられ、満場一致で承認された。
- (3) 監査の内田氏より監査報告がされ満場一致で承認された。
- (4) 各事業計画(案)(本部部門・板荷地区生活支援部・相談支援事業部・グループホーム無量荘・和久井亭・わたの実。事務局・研修・人材育成部門・コンプライアンス部門・防災委員会)について、石網より令和8年度活動計画案が発表され満場一致で承認された。
- (5) 事務局の深谷氏より令和8年度収支予算案が発表され、満場一致で承認された。
- (6) 事務局の浅井氏より喜連川社会復帰センターに対する講師派遣事業を行っているので、定款第5条(事業の種類)第2号に「講師」の文言を追加する旨の提案がなされた。
なお、現行定款においても当該事業の実施は可能であるが、事業内容をより明確に表現するため、定款を変更するものである旨の説明があり、審議の結果、満場一致で承認された。

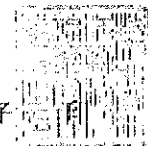
6 議事録署名人の選考に関する事項

議長より、議事録署名人として、福田 加寿子 氏、市原 一恵 氏を選出したいとの提案があり、全員異議なく承認された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和8年6月1日

議 長 青田 咲子



議事録署名人 福田 加寿子

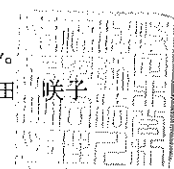


同 市原 一恵



これは特定非営利活動法人福聚会 定期総会議事録の複写物に相違ありません。

栃木県鹿沼市板荷 2971-3 特定非営利活動法人福聚会 理事長 青田 咲子



特定非営利活動法人福聚会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人福聚会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を栃木県鹿沼市板荷2971番地3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、新しい地域福祉のあり方を提案し、市民自らデザインする福祉社会の実現の為に高齢者福祉を中心として、子供の健全育成を図る活動や、まちづくり、社会教育に関する啓発啓蒙活動を行うとともに、特定非営利活動を行う他の市民活動を支援し共に豊かなコミュニティーの創生を実現する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑤ 特定非営利活動促進法に掲げる特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ① 介護保険事業
- ② 講演会、介護教室等、講師、地域福祉活性化事業
- ③ 社会教育、まちづくり、子どもの健全育成、地域啓蒙活動事業
- ④ 特定非営利活動促進法に掲げる特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑥ 企業主導型保育園事業
- ⑦ 社会福祉に関する相談・支援事業
- ⑧ 権利擁護事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進し、支援協力する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援協力する個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込み、理事会の承認を得るものとし、理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届を提出したとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することが出来る。
この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をした時。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人～10人
 - (2) 監事 1人～2人
- 2 理事の内1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事はこの法人の職員をかねることが出来ない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査する事。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集

を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以内の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他、新たな義務の負担及び権利の放棄。

(9) 事務局の組織及び運営。

(10) その他この法人の運営に関する重要な事項。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事はこの定款に別に定めるものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3 理事又は正会員の総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条2条及び第30条第1項第2号及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関らず、正会員全員が書面及び電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったこととみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の議決があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の総数
- (3) 出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加又は更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事業所及びその他の事業所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取消
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の議決をもって決した特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、電子公告に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	青田博久	同	大垣章子
理事	青田賢之	同	中村正和
同	岡田ひろみ	監事	内田泰子
同	西田真由美		
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成13年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人が設立した日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 1000円
 - (2) 年会費 正会員 2000円
賛助会員 1000円

※この定款は平成11年10月15日より実施する。

平成12年 1月 7日より施行する。

平成12年 9月 1日より施行する。

平成13年 5月26日より施行する。

平成17年 3月29日より施行する。

平成25年10月 1日より施行する。

平成31年 2月 7日より施行する。

令和 元年 7月 5日より施行する。

令和 3年 7月 1日より施行する。

令和 4年 7月 1日より施行する。

令和 7年 7月 1日より施行する。